

事 務 連 絡  
平成20年 9 月 26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年9月22日付け食安輸発第0922003号）により実施しているところですが、平成19年12月28日付け食安発第1228001号「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」により平成20年6月28日からピフェントリンの基準値が改正されたことから、中国産きくらげ及びその加工品の検査を受けることを命ずる理由について、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。